

国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所フィールド サイエンス学際領域専門委員会規 程

〔令和 6 年 2 月 15 日〕
アジア・アフリカ言語文化研究所規則第1号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第9条第2項の規定に基づき、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）にフィールドサイエンス学際領域専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、「関連研究者」とは、東京外国語大学の教員以外の者で、研究所規程第2条第1項に定める目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。

(目的)

第3条 委員会は、研究所及びTUFUSフィールドサイエンスコモンズ(TUFiSCo)が行うフィールドサイエンスの学際領域研究事業に関する専門的事項について、研究所長の諮問に応ずる。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 所長が指名する研究所教員
- (2) 関連研究者
- (3) その他所長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員の中から、互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から、副委員長を指名する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会において審議された重要な事項は、これを研究所教授会（以下「教授会」という。）に報告しなければならない。

(作業部会等)

第9条 委員会は、必要に応じて作業部会等を置くことができる。

- 2 作業部会等に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、所長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。